

## 明石市国際交流協会 国際交流ボランティア登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民を主体とした国際交流を促進することを目的として明石市国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する国際交流ボランティア登録制度に関し、必要な事項を定める。

(ボランティア活動の内容等)

第2条 ボランティア活動の内容は、ボランティア登録をした者（以下「ボランティア」という。）が、善意と自由意志により行う次の各号に掲げる活動とする。

- (1)ゲストティーチャー 海外でのボランティア活動の経験を持つ者又は明石市内及び近隣市町に在住する外国人（以下「在住外国人」という。）が、国際理解教育の一環として学校などで授業や講演を行う。
- (2)ホームステイ・ホームビジットボランティア 外国人を家庭に受け入れ、日本の文化や生活を体験する機会を提供する。ホームステイとは一定期間の宿泊を伴う受け入れとし、ホームビジットとは宿泊を伴わない受け入れとする。
- (3)通訳・翻訳ボランティア 在住外国人や本市を訪れる外国人のために必要な通訳や翻訳を行う。
- (4)日本語学習支援ボランティア 協会が在住外国人を対象に開催する日本語学習会「いろはクラブ」において、学習指導を行う。

2 次の各号に掲げる活動については、ボランティア活動の対象としない。

- (1)営利を目的とする活動
- (2)政治又は宗教に関する活動
- (3)公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害する恐れのある活動

(登録資格)

第3条 ボランティアに登録することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えているものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1)協会の会員であること。
- (2)登録の申し込み時において18才以上であること。
- (3)国際交流に理解と熱意があること。

(登録方法)

第4条 ボランティア登録を希望する者は、協会に次の各号に掲げる登録申込書を提出する。

- (1)ゲストティーチャー登録申込書（様式第10号）

(2)ホームステイ・ホームビジットボランティア登録申込書（様式第 11 号）

(3)通訳・翻訳ボランティア登録申込書（様式第 12 号）

(4)日本語学習支援ボランティア登録申込書（様式第 13 号）

（登録の変更）

第 5 条 ボランティアは、第 4 条に規定する登録申込書に記載した内容に変更が生じた場合は速やかに協会に届け出る。

（登録の取消）

第 6 条 協会は、ボランティアが次の各号に該当する場合にその登録を取り消す。

(1)第 3 条に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2)本人からの辞退の申し出があったとき。

(3)その他、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

（活動依頼）

第 7 条 ゲストティーチャー、ホームステイ・ホームビジットボランティア及び通訳・翻訳ボランティアに活動を依頼しようとする者は、原則として活動を希望する日の 1 か月前までに活動依頼書(様式第 15 号)を協会に提出する。

2 日本語学習支援ボランティアに活動を依頼しようとする者は、日本語学習会「いろはクラブ」受講生登録申込書（様式第 14 号）を協会に提出する。

3 協会は、依頼内容が適当と認められるときは、登録者の中から活動するボランティアを決定する。

（活動）

第 8 条 ゲストティーチャー及びホームステイ・ホームビジットボランティアに活動を依頼した者並びに通訳・翻訳ボランティアに通訳活動を依頼した者は、活動の場所、時間、内容及び連絡責任者を明確にするとともに、関係資料を事前にボランティアに提供し、十分に説明を行う。

2 通訳・翻訳ボランティアの翻訳活動に伴う依頼者とボランティアとの文書の受け渡しは、協会が仲介し行う。

3 活動を依頼されたボランティアは、当該活動の趣旨を十分に理解し、所期の目的を達せられるように努める。

（活動報告）

第 9 条 ゲストティーチャー及びホームステイ・ホームビジットボランティアに活動を依頼した者並びに通訳・翻訳ボランティアに通訳活動を依頼した者は、活動終了後速やかに活動報告書（様式第 16 号）を協会へ提出する。

（報酬）

第 10 条 ボランティアの活動は無報酬とする。

（活動に要する経費）

第 11 条 ボランテニアの交通費等の活動に要する経費は、原則として依頼者が負担する。

2 日本語学習支援ボランテニアについては、交通費の実費額を協会から支給することができる。

(秘密の保持)

第 12 条 ボランテニア及びボランテニアであった者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ、又は当該活動の目的以外に使用してはならない。

(保険等への加入)

第 13 条 協会は、活動が決定したボランテニアがコミュニティ活動災害保障保険の対象者とならない場合は、兵庫県ボランテニア市民活動災害共済に加入させる。

2 この場合の加入にかかる費用は協会が負担する。

(損害賠償)

第 14 条 ボランテニアが活動により被った損害について、協会は賠償の責を負わない。

2 ボランテニアの活動により依頼者が被った損害について、協会及びボランテニアは賠償の責を負わない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 27 日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。